

令和7年度双葉町中野地区街区確定測量（杭打ち）他業務 特記仕様書

第1章 総 則

（目的）

第1条 本測量は、中野地区復興産業拠点整備事業に必要となる基準点測量、街区確定測量（杭打ち）、画地確定測量（杭打ち）、用地測量他の業務を行うことにより、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

（作業方法）

第2条 本測量の実施にあたっては、契約書及び本特記仕様書によるほか、測量作業規程、測量作業共通仕様書（独立行政法人都市再生機構 令和7年9月）及び担当者との協議・指示によるものとする。

（測量範囲）

第3条 本測量に係る作業範囲は、別添「位置図」のとおりとする。

（作業計画）

第4条 本測量の実施にあたっては、あらかじめ作業計画書を監督員に提出し承諾を得ること。また、細部の計画についても作業着手前に監督員と充分協議を行い、承諾を得た後に実施するものとする。

（誤謬等）

第5条 本測量の成果の引渡し後といえども、成果品に誤謬等発見された場合には、請負者の責任において、速やかに修正及び補正を行うものとする。

（疑 義）

第6条 本特記仕様書等に疑義が生じた場合又は業務上必要な事項で定めのない事項については、監督員と協議を行うものとする。

第2章 作業内容

（作業内容）

第7条 本測量の作業内容は、次のとおりとする。

	作業項目	単位	数量
1. 4級基準点測量 (耕地・平地)	① 作業計画	点	2
	② 選点		
	③ 観測		
	④ 計算整理		
2. 街区確定測量（杭打ち）	① 計画準備	点	67
	② 測設の計算		
	③ 現地測設		
	④ 街区点間距離確認測量		
	⑤ 現地引継ぎ		
	⑥ 点検整理		

作業項目	単位	数量
3. 画地確定測量（杭打ち）	点	40
① 計画準備		
② 測設の計算		
③ 現地測設		
④ 画地点間距離確認測量		
⑤ 埋標	点	45
⑥ 現地引継ぎ		
⑦ 点検整理		
4. 街区確定測量（計算）	街区	2
① 計算準備		
② 準拠点の測定・計算	街区	39
③ 街区点の測定・計算		
④ 街区の諸元及び面積の計算		
⑤ 確定図の作成		
⑥ 成果表の作成		
⑦ 点検整理		
5. 用地測量	業務	1
① 作業計画		
② 公図等転写連続図作成	ha	49.6 2.1 6.3
③ 土地調書作成		
④ 土地登記申請（地積測量図作成）		
⑤ 土地登記申請（土地調査書作成）		55.8

（打合せ）

第8条 本測量における打合せ回数は、作業着手時、中間時10回、成果品完成時を標準とする。また、関係機関打合わせ資料作成は2回を標準とする。

2 各打合せは、必ず記録し監督員の確認を要する。

また、様式については監督員の指示によるものとする。

（履行期間）

第9条 本業務の履行期間は、令和7年12月1日～令和9年2月27日までとする。

第3章 成果品

(成果品)

第10条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

なお、成果品は、別途指示する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

	提出成果	摘要
1. 4級基準点測量	① 観測手簿 ② 観測記簿 ③ 計算簿 ④ 平均図 ⑤ 成果表 ⑥ 点の記 ⑦ 基準点網図 ⑧ 精度管理表及び品質評価表 ⑨ 成果数値データ ⑩ 点検測量簿 ⑪ メタデータ ⑫ その他の資料	その他監督員の指示するもの
2. 街区確定測量(杭打ち)	① 観測手簿 ② 成果表 ③ 計算簿 ④ 街区確定測量図データファイル ⑤ 街区点間等距離の点検簿 ⑥ 精度管理表及び品質評価表 ⑦ メタデータ ⑧ その他の資料	その他監督員の指示するもの
3. 画地確定測量(杭打ち)	① 観測手簿 ② 成果表 ③ 計算簿 ④ 画地確定測量図データファイル ⑤ 画地点間等距離の点検簿 ⑥ 精度管理表及び品質評価表 ⑦ メタデータ ⑧ その他資料	その他監督員の指示するもの
4. 街区確定測量(計算)	① 街区点成果表 ② 街区面積成果表 ③ 公共施設用地面積成果表 ④ 街区点計算簿 ⑤ 街区及び公共施設用地面積の確定計算簿 ⑥ 街区確定測量図データファイル ⑦ 品質評価表 ⑧ メタデータ ⑨ その他の資料	その他監督員の指示するもの

5. 用地測量	① 公図等転写連続図 ② 土地調書 ③ 地積測量図 ④ 土地調査書 ⑤ その他の資料	その他監督員の指示するもの
---------	--	---------------

- 2 電子データ
- 3 打合せ記録簿
- 4 それぞれの規格・仕様・部数等については、監督員と協議を行うものとする。
- 5 成果品の一部について、履行期間内であっても提出を求める場合がある。
- 6 グリーン購入法基本方針（令和7年度版）の判断の基準を満たしていること。

第4章 その他

(業務カルテの作成)

第11条 請負者は、業務請負代金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報センターにフロッピーディスク又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

(業務成績評定点の通知)

第12条 本業務は業務成績評定対象業務であり、請負者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(守秘義務)

第13条 請負者は、業務上知り得た事項は、一切外部に漏らしてはならない。ただし、書面により当機構の承諾を得た場合は、この限りではない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第14条 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(再委託)

第15条 本業務における測量作業及び計算等、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定並びに成果物の作成及び照査については、再委託等（委任又は下請負）をすることはできない。（抵触する場合は、本業務の選定対象とはならない。）

2 請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る。）の各業務を再委託等するに当たって、発注者の承諾を要さない。

3 請負者は、1及び2に規定する業務以外を再委託等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 請負者は、前項に規定する業務を再委託等する場合、書面により再委託等する者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等する者に対し再委託等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、都市再生機構東日本地域の令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格者である場合、都市再生機構東日本地域各支社の指名停止期間中は、下請負等することができない。

5 再委託を請負う者は、請負者が本契約と併せて締結する「重要な情報等の保護に関する特約条項」について遵守しなければならない。

(重要な情報等の取扱い)

第16条 請負者は、重要な情報及び個人情報を含む文書は、原則機構事務所内で取扱うこととし、やむを得ず当該文書を持ち出す場合の取扱いについては、監督員の指示に従うこと。

(身分証明書の掲示)

第17条 測量作業中、監督員から身分証明書の提示及び免許証等による本人確認を求める場合がある。

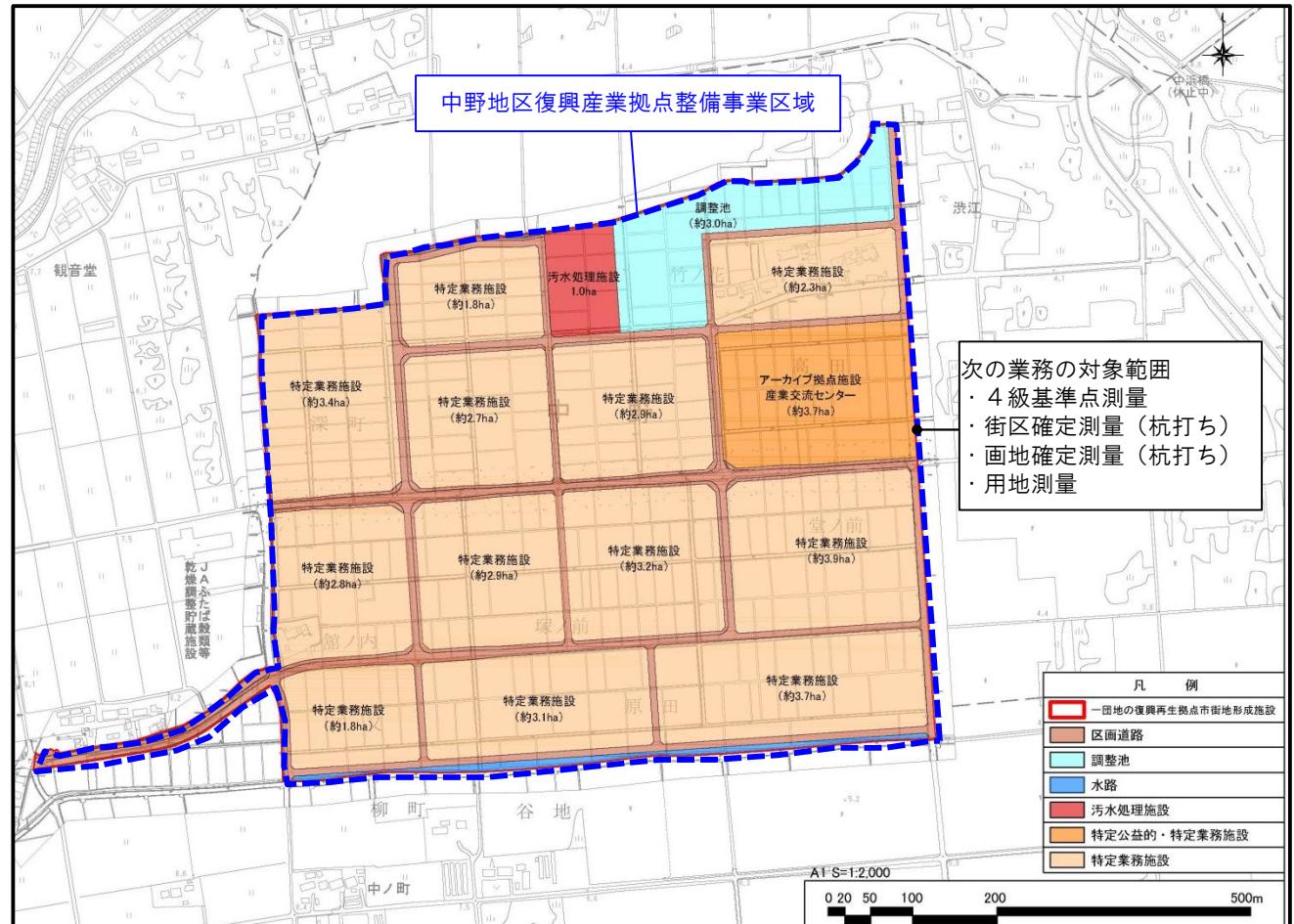
以上

令和7年度双葉町中野地区街区確定測量（杭打ち）他業務（別添）位置図

■案内図



■位置図(1)



■位置図(2)

測量箇所図

